

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

◇告 示 昭和六十三年度鳥取県母子世帯等実態調査実施要領（児童家庭課）

## 告 示

### 鳥取県告示第九百二十三号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、昭和六十三年度鳥取県母子世帯等実態調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和六十三年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年度鳥取県母子世帯等実態調査実施要領

### 一 調査の目的

この調査は、県内の母子世帯、父子世帯及び寡婦（以下「母子世帯等」という。）の生活の実態を把握し、これらに対する福祉対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 二 用語の定義

- 1 この要領において「母子世帯」とは、父のいない児童がその母によつて養育されている世帯をいう。
- 2 この要領において「父子世帯」とは、母のいない児童がその父によつて養育されている世帯をいう。
- 3 この要領において「寡婦」とは、四十歳以上六十五歳未満の配偶者のいない女子であつて、父のいない児童をかつて養育していたものをいう。
- 4 この要領において「父（母）のいない児童」とは、次のいずれかに該当する児童をいう。
  - ア 父（母）が死亡した児童
  - イ 父母が婚姻を解消した児童
  - ウ 父（母）の生死が一年以上明らかでない児童
  - エ 父（母）から一年以上遺棄されている児童
  - オ 父（母）の精神上又は身体上の障害のため、その養育を受けることができない児童
  - カ 父（母）が法令により引き続き一年以上拘禁されているため、その養育を受けることができない児童
  - キ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - ク その他アからキまでに掲げる児童に準ずる児童

三 調査対象

この調査は、県内の母子世帯等を対象とする。

四 調査事項

この調査は、次の事項について行う。

- 1 母子世帯等に該当することとなつた時期、原因等
- 2 家族の状況
- 3 就労の状況
- 4 生計の状況
- 5 住居の状況
- 6 育児及び家事の状況
- 7 意識の状況
- 8 行政機関の利用の状況及び行政機関に対する要望事項

五 調査方法

この調査は、民生委員が、母子世帯等を訪問して質問し、その結果を調査票に記入する方法で行う。

六 調査の対象となる日

昭和六十三年十月一日

七 調査期間

昭和六十三年十月一日から同月二十日まで

八 調査結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表するものとする。